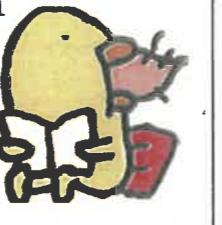
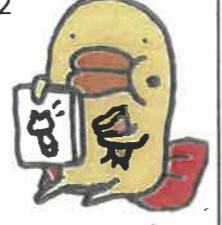
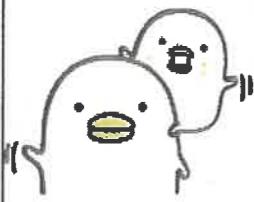
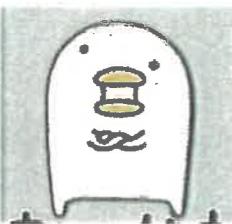
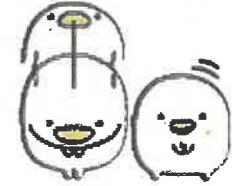


## 主張対比表

No	うるせえトリ (被告作品)	Mr.BEAK (原告作品)		原告の主張	被告の主張	
1	1-1 	1-2 	1-1 	1-2 	<p>原告作品1は、特徴②～⑤を備える上、本来髪が生えていないキャラクターにアフロヘアー（こんもりヘアー）を描いている点に本質的特徴があり、原告作品1の当該特徴と被告作品1のそれは同一である。両者は頭髪の大きさにおいて異なるが、この点は本質的部分ではない。</p>	<p>原告作品1と被告作品1は、パーマを掛けた髪型を頭部に描く点で共通するが、これはアイデアが共通するにすぎない。原告作品1では、「おばさま」へアーラしく、頭部に薄くパーマ状の頭髪が広がり、頭頂部において最も厚く、両端は頭からはみ出しているように描いている点に表現上の特徴がある。一方、被告作品1では、頭部にアフロヘアーがこんもり載る様子を描いている点で、具体的表現が異なっており、両者に同一性はない。</p>
2	2-1 うるせえ!! 芋づけんぞ 	2-2 ハムハムハム 	2-1 	2-2 	<p>原告作品2と被告作品2は、いずれも特徴①、②、⑤を備える上、サツマイモを手に持ちつつ、左頬をやや膨らませることにより口に含んでいることを表現している点や、口の周りにサツマイモが付いている点で同一の特徴を有する。</p> <p>原告作品2-1と被告作品2は、キャラクターが向いている方向や、サツマイモを手に持っているか口に含んでいるか等の点で異なるが、キャラクターの3分の1程度の大きさのサツマイモを食べている様子を描いている点で共通しており、無数にある食べ物の中からあえてサツマイモを選択してこれを食べている様子を描いたという表現上の本質的部分が一致している。</p> <p>原告作品2-2と被告作品2-1には、被告が主張するところの差異があるものの、これらは非本質的部分の差異にすぎず、サツマイモを食べているという表現上の本質的特徴が一致する上、顔部分の2分の1程度の大きさのサツマイモを手に持っている点、欠けている部分がサツマイモの上部である点、口の周りにサツマイモが付いている点といった具体的表現も一致しているから、両作品の同一性が認められる。</p> <p>原告作品2-2と被告作品2-2では、サツマイモを持つのが両手か片手か、食べ物の滓の付いている箇所、食べ物を口に含んで閉じている（原告作品2-2）か、口を開けて今まで食べようとしている（被告作品2-2）かといった点で異なるが、キャラクターがサツマイモを食べている様子を描くという本質的特徴が一致しており、短く描いた手で抱きかかえるようにサツマイモを持っている点、滓の大きさや上唇と下唇の中間地点に滓が配置されている点といった具体的表現も一致している。</p> <p>なお、原告作品2及び被告作品2は、いずれも「トリ（鳥）」を表現したものであり、鳥がサツマイモを食べるという描写そのものが、ありふれた表現とは到底いえない。</p>	<p>原告作品2と被告作品2は、サツマイモを食べる様子を描いている点で共通するが、これはアイデアが共通するにすぎない。原告作品2-1は、サツマイモを食べる様子につき、本を両手で持ちながら、サツマイモを口一杯に頬張り、サツマイモが半分口から飛び出しているのを横から描いている点に表現上の特徴があるが、被告作品2-1は、右手にサツマイモを持ち、口の周りに食べ滓を付けて、口を開けて叫んでいる様子を正面から描いており、被告作品2-2は、両手にサツマイモを持ち、右手に持ったサツマイモを食べている様子を描いており、原告作品2-1と被告作品2の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品2-1と被告作品2の表現に同一性はない。</p> <p>また、原告作品2-2は、①右手に本を持って、左手でサツマイモを抱きかかえるように持っている様子の描写、②口の周りに食べ滓がついている様子の描写、③食べ物を口に含んでいるように頬っぺたを膨らませている様子の描写に表現上の特徴があるが、これと対比すると、被告作品2は、①サツマイモを右手で抱きかかえるように持つではなく、右手に掲げるよう描く点（被告作品2-1）や両方の手で持つように描く点（被告作品2-2）及び本を持つていない点で異なり、②食べ滓を付けているのが左頬ではなく、口の左下である点（被告作品2-1）や右頬である点（被告作品2-2）で異なり、③食べ物を口に含んでいるように頬っぺたを膨らませているのではなく、口を開けて叫んでいる様子を描いている点（被告作品2-1）や、食べ物を口に含んで閉じているのではなく、口を開けて今まで食べようとしている様子を描いている点（被告作品2-2）で異なっている結果、原告作品2-2と被告作品2の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品2-2と被告作品2の表現に同一性はない。</p>

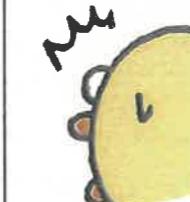
No	うるせえトリ（被告作品）	Mr.BEAK（原告作品）		原告の主張	被告の主張
3				<p>原告作品3-1は、特徴①、②を備える上、原告作品2と同様に、無数にある食べ物の中であえてサツマイモを選択している点に本質的特徴があるところ、これらの点が被告作品3と一致している。原告作品3-1と被告作品3とでは、キャラクターが向いている方向や、被告主張の点において差異があるが、これらは非本質的部分の差異にすぎない。</p> <p>原告作品3-2と被告作品3の左頬は、曲線で口の方へ頬が少し膨らむように描かれており、その曲線の角度もほぼ同一である。さらに、食べ物を口に含み、親しみやすさを表現するため、左頬の膨らんだ部分に食べ物の滓を2個付けている点や、滓の大きさも同一であり、具体的表現が一致している。</p> <p>したがって、原告作品3と被告作品3には同一性がある。</p>	<p>原告作品3と被告作品3は、サツマイモなどの物を食べている様子を描いている点で共通するが、これはアイデアが共通するにすぎない。原告作品3-1は原告作品2-1と同一の作品であり、サツマイモを食べる様子につき、本を両手で持ちながら、サツマイモを口一杯に頬張り、サツマイモが半分口から飛び出しているのを横から描いている点に表現上の特徴があるが、被告作品3は、左手にサツマイモを持ち、左頬に食べ滓を付け、頬を左に膨らませつつ、口を開けてサツマイモを食べる様子を描いており、両者の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品3-1と被告作品3の表現に同一性はない。</p> <p>また、原告作品3-2は、①口を閉じて、口に食べ物を含んでいるように両頬を膨らませる様子の描写、②右手で爪楊枝を使う様子の描写、③左頬に食べ滓を付けている様子の描写、④左手でサラダを持つ様子の描写に表現上の特徴があるが、これと対比すると、被告作品3は、③は共通するが、①両頬を膨らませ、咀嚼するかのように口を閉じるのではなく、左頬のみを膨らませ、口を開けてまだまだ食べるよという様子を描いている点、②右手で爪楊枝を使う様子を描いていない点、④左手でサツマイモを抱えるように持つのではなく、左手に持ったサツマイモを「芋くう？」といいながら差し出す様子を描く点で異なっている結果、両者の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品3-2と被告作品3の表現に同一性はない。</p>
4				<p>原告作品4は、特徴⑤を備えるとともに、本来髪が生えていないキャラクターにリーゼントヘアという一般的でない髪型を描いている点に本質的特徴があり、これらの点で被告作品4と同一である。</p> <p>原告作品4と被告作品4は、髪の色やリーゼントヘアの大きさ、キャラクターが椅子に座っているか否かという点で異なるが、リーゼントヘアを強調するためにキャラクターを横（左側）から描写した上で、唇が盛り上がるよう描くといった具体的表現も一致している。</p> <p>したがって、原告作品4と被告作品4には同一性がある。</p>	<p>原告作品4は、①リーゼントヘアをしている様子の描写、②椅子に座って机の上のパソコンを操作しながら、大口を開けて笑っている様子の描写に表現上の特徴があるが、これと対比すると、被告作品4は、①リーゼントヘアをしている点で共通するが、これはアイデアが共通するにすぎず、原告作品4がアメリカ風に後ろから前に広がりながら下がるスタイルであるのに対し、日本のツッパリ風に後ろから前に広がりながら跳ね上がるスタイルである点で異なり、②椅子に座って机の上のパソコンを操作しながら、大口を開けて笑っているのではなく、床に座ってタバコを吸いながら「フー」とため息をついてたそがれている様子を描く点（被告作品4-1）や顔を引きつらせ言葉にならない声で絶叫して怒っている様子を描く点（被告作品4-2）で異なっている結果、原告作品4と被告作品4の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品4と被告作品4の表現に同一性はない。</p>

No	うるせえトリ（被告作品）	Mr.BEAK（原告作品）		原告の主張	被告の主張
5		5-1 	5-2 	<p>原告作品5は、特徴①及び④を備えるとともに、大きなキャラクターとその半分程度の大きさのキャラクターを2体描き、全体的に丸みを帯びた小さなキャラクターが大きなキャラクターの頭部部分に乗っているかのように配置して描いた点に本質的特徴があるところ、被告作品5は、小さなサイズのキャラクターのサイズも含め、原告作品5と一致している。</p> <p>原告作品5-1の表現上の特徴は、キャラクターが笑って両手を上げて万歳している様子を表現したことにあるのではなく、キャラクターを感得する者に対し呼びかける様子を描いたことにある。原告作品5-1と被告作品5は、大きなメインキャラクターとともに小型のキャラクターを描いた点、小型のキャラクターをメインキャラクターの後ろで少し隠れるように描いた点及びメインキャラクターの頭部にしがみつくように丸みを帯びた小型のキャラクターを描いた点が一致しており、同一性がある。なお、小型のキャラクターが特に恥ずかしそうにしている様子は見られないからこの点は原告作品5-1の表現上の特徴ではない。</p> <p>原告作品5-2は、挨拶しようとしている様子を描いた点に表現上の特徴があり、口を開けている点及び左手を振っている点に特徴があるわけではなく、恥ずかしそうにもしていない。原告作品5-2と被告作品5は、原告作品5-1と被告作品5の対比と同様の上記の特徴が一致する上、大きなキャラクターが片手を上げて大きなメインキャラクターとともに小型のキャラクターを描いた点、大きなキャラクターが片手を上げ挨拶している点が一致しており、同一性が認められる。</p>	<p>原告作品5は、①原告キャラクターが笑って両手を上げて万歳している様子（原告作品5-1）や口を開けて左手を振って挨拶しているような様子（原告作品5-2）の描写及び②小型同類のキャラクターがしがみつき、恥ずかしそうに顔の半分のみを出している部分の描写に表現上の特徴がある。これと対比すると、被告作品5は、①片手を上げて挨拶するかの様子を描く点で原告作品5-2と共通するが、この点に加え、笑っておらず、両手を上げての万歳もしない点で原告作品5-1とは異なるほか、長さのある左手ではなく点のような右手を上げている点や、口を開けておらず、閉じている点で原告作品5-2と異なり、②その背後に、小型同類のキャラクターが両手でしがみつくのではなく、片足と片手でしがみついている点や、恥ずかしそうな様子ではなく顔も胴体も出している点で原告作品5と異なる結果、原告作品5と被告作品5の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品5と被告作品5の表現に同一性はない。</p>

No	うるせえトリ（被告作品）	Mr.BEAK（原告作品）		原告の主張	被告の主張
6		6-1 	6-2 	<p>原告作品6は、特徴①～⑤を備え、肩の部分から腕を描かずに、胴体部分中央にのみ腕を描き、かつ腕を組んでいるという特徴を有しているところ、被告作品6も同一の特徴を有している。原告作品6と被告作品6は、目の位置及び全身を描いているか否かの点で異なるが、いずれも腕を極端に短く描いたキャラクターであることに照らせば、そのようなキャラクターに腕を組ませること自体が表現上の本質的特徴に当たり、この点が一致するのみならず、下くちばしのやや下辺りで腕を巻き付けるように腕を組んでいる点や、肩部分を描かず胴体の中心部分から突如腕が現れているかのように描いた点も一致している。</p> <p>被告は、顔部分と下半身部分とを明確に区別せずに描写し、胴体部分に比して手足を短く描写する以上、肩部分が存在せず腕が胴体から出たり、胴体の中心部分の口の下辺りで腕を組んだりするのは不可避的表現であると主張する。しかし、顔部分と下半身部分とを明確に区別せずに描写した場合でも、本来腕があるべきキャラクターの左右の両端から書き始める事は可能であって、これらが不可避的表現であるとはいえない。</p>	<p>原告作品6は、腕を組む様子を描く点及び口を開けている点に表現上の特徴があり得るが、腕を組む様子や口を開ける様子を描くこと自体はアイデアに過ぎないし、原告が主張する「くちばしのやや下辺りで腕を巻き付けるように組むよう」に表現していることや肩部分を描かず胴体の中心部分から突如腕が現れているかのように描いた点」は、顔部分と下半身部分とを明確に区別せず描写し、胴体部分に比して手足を短くするという創作性のない表現を探る以上、肩部分が存在せず腕が胴体から出るとか、胴体の中心部分であって口の下辺りで腕を組むことになるのは、エリザベスの例からも明らかなように、不可避であって、原告の上記主張部分が共通するとしても、その部分に創作性はない。むしろ、被告作品6は、頭部から胴部にかけて細すぼみになるようではなく、頭部も胴部と同じ太さで描かれている点や、口を開ける様子の描き方が異なっている結果、原告作品6と被告作品6の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品6と被告作品6の表現に同一性はない。</p>
7				<p>原告作品7は、特徴①、②及び⑤を備えるほか、お辞儀をした場合には、本来、顔部分が隠れ、頭部分のみが描かれるのが一般的であるところ、頭部を広く描きつつ、キャラクターの表情が分かるように上くちばしを描き、手を前方にそろえてお辞儀していることを描くために手の部分が顔の下から少しだけ見えるように表現した点に特徴を有し、被告作品も同一の特徴を有する。お辞儀をする様子を描く場合、くちばし部分が顔や頭に隠れるように表現したり、手の部分を胴体の左右両端に描いたりすることも可能であるから、上記特徴が必然的な表現であるとはいえない。</p>	<p>原告作品7は、お辞儀をする様子として、前に屈むとともに、両手両足を開き、屈むことによる位置の移動を右上の2本の線で描く点に表現上の特徴があるが、お辞儀をする様子を描くこと自体はアイデアにすぎず、原告が主張するように「くちばしが見えるように描いていること及び手の部分が顔の下から少しだけ見えるように描いていること」は、前に屈むことによる必然であって、表現上の特徴ではない。原告作品7と対比すると、被告作品7は、前に屈む点は共通するが、両手両足を開くのではなく、両手両足を閉じている点や、屈むことによる位置の移動を右上の2本の線で描くのではなく、立ったときの残影と3本の縦の移動線で描く点、頭を下げる前の状態から頭を下げた状態への動きを表現している点、隣に小型の同種キャラクターが会釈程度に少しだけ頭を下げる姿が描かれている点で異なっている結果、原告作品7と被告作品7の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品7と被告作品7の表現に同一性はない。</p>

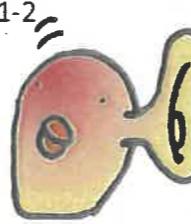
No	うるせえトリ（被告作品）	Mr.BEAK（原告作品）	原告の主張	被告の主張
8			<p>原告作品8は、本来、衣服を着用していないキャラクターの上半身にはワイシャツとネクタイを、下半身にはズボンをはかせて、手を上に上げて躍動感を持たせたという特徴を有するところ、被告作品8も同一の特徴を有する。サラリーマンの服装を表現する場合、ワイシャツ、スーツやネクタイの色には多様な選択肢があるが、原告作品は、グレーのスーツを選択した上で、ワイシャツの色は白色とし、ネクタイの色にはサラリーマンのネクタイとして主流とはいえない赤色を選択しているから、原告作品8の服装に係る表現には創作性が認められるところ、被告作品8は、かかる表現も共通している。</p>	<p>原告作品8は、①上半身に白いワイシャツと赤いネクタイ、下半身にグレーのズボンをはく様子の描写及び②右腕を天に突き上げつつ、両足を上げて跳び上がっている様子の描写に表現上の特徴があるが、これと対比すると、被告作品8は、①上半身に白いワイシャツと赤いネクタイ、下半身にグレーのズボンをはく点が共通するが、こうした服を着た様子を描くことはアイデアにすぎず、ワイシャツ等の色には何らの創作性も存しないし、上半身にグレーのジャケットを着ている点で異なり、また、②右腕を天に突き上げるのではなく、両手を広げており、両足を上げて跳び上がっているのではなく、立ち上がり、首周りをだらしなく緩め、涙を流していることにより、働きすぎて「社畜」に成り下がり自暴自棄になって「パンザイ」と叫んでいる様子を描く点で異なっている結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品8と被告作品8の表現に同一性はない。</p>
9		9-1  9-2 	<p>原告作品9は、特徴①～⑤を備え、キャラクターから見てやや左斜めを向いているように描くとともに、下くちばしのやや下辺りで巻き付けるように腕を組んで描き、キャラクターが何かを考えている様子を表現した点に特徴があるところ、被告作品9もこれらと同一の特徴を有している。原告作品9-1と被告作品9は、キャラクターが向いている方向が異なるが、この点は、本質的部分でない箇所の差異にすぎない。原告作品9-2は、被告が主張するとおり、若干ではあるが胴が頭よりも狭い点及び足まで描かれていない点で被告作品9と異なるが、当該差異は、見る者が受ける印象に変化をもたらすほどの大きな差異ではない。なお、被告作品9が口をとがらせている点で原告作品9と異なるとしても、注視して見なければ口をとがらせていることは分からないから、かかる差異は両作品の同一性を否定するものではない。</p>	<p>原告作品9は、右上方からキャラクターが腕を組む様子を見たかのように、頭部を大きく胴部は小さくして、全体が左上方に伸びたように描いている点（原告作品9-1）や、右斜め前からキャラクターが腕を組みながら、うなづくような仕草をする様子を見たかのように描いている点（原告作品9-2）に、表現上の特徴があるが、腕を巻き付けるように組んでいる点や肩を描かず胴体の中心部分から突如腕が現れているかのように描いた点、左腕を下に右腕を下にして組んでいる点は、原告作品6につき述べたとおり、不可避の表現であって創作性はない。そして、被告作品9は、腕を組む点や顔が左を向いている点が原告作品9と共通するが、こうした様子を描くこと自体はアイデアにすぎず、むしろ、頭部と胴部が同じ幅で描かれている点で原告作品9と異なるほか、体自体が左を向くのではなく、正面を向いている点で原告作品9-1と異なり、足まで描いている点や口をとがらせて表現している点で原告作品9-2と異なっている結果、原告作品9と被告作品9の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品9と被告作品9の表現に同一性はない。</p>

No	うるせえトリ (被告作品)	Mr.BEAK (原告作品)	原告の主張	被告の主張
10			原告作品10は、特徴①～⑤を備えるとともに、口をやや縦長に開け、左腕を下ろしつつ右手を上に挙げ、キャラクターが何かを訴えかけるようにした点に表現上の特徴を有するところ、被告作品10もこれと同一の特徴を有している。原告作品10に触れる者からすれば、右手を挙げていることが重要なのであって、右手の関節が曲がっているか否かは重要ではなく、何か発言している様子を描くためには、口を開けていることが重要なのであって、口の開け方は非本質的なものでしかないから、これらの差異は、両作品の同一性に影響しない。	原告作品10は、①発言を求めるために右手を挙げ、関節を曲げる表現をするとともに、②口を開けて発言している様子を描く点に表現上の特徴があるが、これと対比すると、被告作品10は、①右手を挙げている点は共通するが、この点はアイデア又は創作性のない表現であるにすぎないし、関節は描かれておらず、短いまっすぐな腕が伸び、挙げた手を振っている点を描いている点で異なる。また、②口を開けている点で共通するが、この点もアイデアにすぎないし、むしろ、口をだらしなく開けて口腔内を大きく描くのではなく、口腔内を小さく描く点で異なる結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品10と被告作品10の表現に同一性はない。
11			原告作品11は、特徴①～⑤を備えるとともに、極端に短く描いた腕を肩部分から上に上げつつ頭部に腕を密着させ、両腕を頭部後方に持っているかのように表現した点に特徴を有するところ、被告作品11もこれと同一の特徴を有している。原告作品11と被告作品11は、キャラクターが向いている方向及び口を閉じているか否かという点で異なるが、両作品に触れる者は、まず、キャラクターが両腕を後ろに回している箇所に注目するから、口の開閉の差異は本質的なものではない。かえって、両作品は、頭部と胴部をほぼ同じ大きさで描いていること、足の形、足の開き方及び股部分をほぼ直線で描いていることなどの細部にわたって一致している。	原告作品11は、両腕を頭の後ろに回しながら、口をぱーっと開けている様子の描写に表現上の特徴があり、両腕を頭の後ろに回す様子を描く点で被告作品11と共通するが、これはアイデアが共通するにすぎない。むしろ、被告作品11は、口を開いておらず、閉じた様子を描く点や、頭部を大きく胴部を小さく描くのではなく、頭部も胴部も同じ大きさで描く点で、原告作品11と異なっている結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品11と被告作品11の表現に同一性はない。
12			原告作品12は、特徴①～⑤を備えるとともに、両腕を上げる様子を曲線で描きつつ、片足を上げてキャラクターの躍動感を表現した点に本質的特徴があり、被告作品12もこの特徴を有している。両作品は、上げている足、ショルダーバッグの有無や口の開閉の有無などで異なるが、これらの点は本質的部分の差異ではない。	原告作品12は、緑色のカバンを左肩から右腰にかけている描写及び関節を曲げて両腕を上に上げ、左足を上げて飛び跳ねて喜んでいる様子の描写に表現上の特徴があり、両手を上げ飛び跳ねている点で被告作品12と共通するが、これはアイデアが共通するにすぎない。むしろ、被告作品12は、関節を描かない短い両腕を上げ、右足を上げている点や、「パーティーぴーぽー」(party people)の言葉を添えて何か叫んでいるかのように口を開けている描写、3体が飛び跳ねるような描写、紙吹雪が舞っているような描写によって、喜んで踊っている様子を描いている点で、原告作品12と異なっている結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品12と被告作品12の表現に同一性はない。

No	うるせえトリ (被告作品)	Mr.BEAK (原告作品)		原告の主張	被告の主張
13				<p>原告作品13は、特徴①～⑤を備えるとともに、本来何も描かれていないキャラクターの口の下方部分に蝶ネクタイをついているように描いた点に特徴を有するところ、被告作品13も同一の特徴を有する。原告作品13と被告作品13とでは、キャラクターの全身を描いているか否か、どの腕を上げているか、蝶ネクタイの色等の点で差異があるが、胴体部分にワイシャツ等を描かずに、蝶ネクタイのみを描くという描写方法は一般的ではないから、同部分が本質的特徴であるといえ、上記差異は非本質的部分の差異にすぎない。本質的特徴が一致していることからすれば、両作品には同一性が認められる。</p>	<p>原告作品13と被告作品13は、服を着ずに蝶ネクタイを付けている様子を描く点で共通するが、これ自体はアイデアが共通するにすぎず、しかも、タキシードサムにみられるとおり、ありふれたアイデアである。原告作品13-1は、両手を下げ、前のめりになっているかのように、蝶ネクタイを付けている首部より上の頭部が極端に大きく、下の胸部が小さく、卵の曲線を成すように体を描くその描き方に表現上の特徴があるが、これと対比すると、被告作品13は、前のめりになっているかのような姿勢ではなく、真正面を向いているかのように頭部と胸部の大きさがバランスしている点、両腕を下げるのではなく片腕を上げている点で異なる結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品13と被告作品13の表現に同一性はない。</p>
14				<p>原告作品14は、特徴①及び③を備えるとともに、頭部の斜め後方からキャラクターを描き、口を大きく開けている様子を表現するため、くちばし部分を上下にやや離し、目が前方に飛び出している様子を描くために白目部分を半円で表現し、その先端に黒点を少しだけ描くことにより、キャラクターが驚いている様子を表現している点で、被告作品14と同一である。両作品は、汗の数、キャラクターの向いている方向や輪郭等の点で異なるが、キャラクターが驚いている様子は、キャラクターを正面から描くことでも表現可能であるのに、あえて頭部の斜め後方から描いているという構図が一致し、また、キャラクターの目がやや飛び出している点やその程度、口の空き具合などの具体的な表現が一致しており、非本質的部分に差異があるにすぎない。</p>	<p>原告作品14は、目を飛び出して驚いた様子として、驚いている様をギザギザマークで表現し、驚きのあまり口を開けて冷や汗を流している様子を描くという描き方に表現上の特徴があり、被告作品14と、①目を飛び出して驚いた様子を描く点及び②口を開けて冷や汗を流している様子を描く点で共通するが、①はアイデアが共通するにすぎず、②はありふれた表現である（乙5）。むしろ、これと対比すると、被告作品14は、驚いている様を放射線状の直線で表している点及び多数の冷や汗が流れる様を描く点や、原告作品14ではキャラクターの輪郭が下を内側に丸く描くことによって頭が胴体よりも大きいことを表しているのに対して、被告作品14においては、キャラクターの輪郭が垂直に下がることによって寸胴であることを表している点で異なる結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品14と被告作品14の表現に同一性はない。</p>

No	うるせえトリ（被告作品）	Mr.BEAK（原告作品）		原告の主張	被告の主張
15	はらへった 	15-1 	15-2 	<p>原告作品15は、特徴①～⑤を備えるとともに、キャラクターを横に寝かせて、足部分を揃え、全体としてキャラクターが丸みを帯びるように、いわばアザラシ型に描き、脱力感を表現した点に特徴を有するところ、被告作品15も同一の特徴を有する。原告作品15-1と被告作品15とでは、キャラクターの頭の向き、頬に描かれた線の有無や手の位置等が異なるが、これらは非本質的部分の差異にすぎない。むしろ、横になったキャラクターの揃え方や、頭部と足を結ぶ曲線が三角形状になる点で類似している。なお、原告作品16及び17を見ても明らかなどおり、足が細い2本足であるという原告キャラクターの横たわる姿を描く場合でも、当然に頭部から足への曲線が三角形状になるとはいはず、こうした形状に描く点に創作性が認められる。</p>	<p>原告作品15と被告作品15は、①横を向いて寝そべっている様子を描く点、②足を揃えている点、③頭部から足への曲線が三角形状をなす点で共通するが、①はアイデアが共通するにすぎず、②は横を向いて寝そべっている様子の表現としてありふれどおり、③は、足が細い2本足であるというキャラクター設定から当然の帰結であって、創作性がない。むしろ、原告作品15-1が両腕共に垂れ下がって脱力感を表現し、原告作品15-2が両腕共に前に伸ばして脱力感を表現しているのに対し、被告作品15は、両手がお腹に向かって、お腹にしづかに浮き出でており、また、頬のたるみを描いて空腹感を表現している点で異なる結果、原告作品15と被告作品15の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品15と被告作品15の表現に同一性はない。</p>
16	あちい～ 			<p>原告作品16は、特徴①～③を備えるとともに、上下のくちばしを少し離して描き、口を開けていることを表現した上で、頭部から胴体へつながる線を曲線としてくびれを表現することによりキャラクターの柔らかさを表現し、キャラクターを横に寝かせて、脱力感を表現した点に特徴があるところ、被告作品16も同一の特徴を有する。両作品は、腕の位置や頬のたれ具合が異なるが、これらは非本質的部分の差異にすぎない。</p> <p>被告は、横たわる様子や暑さに耐えかねる様子を描くこと自体はアイデアにすぎないと主張するが、原告作品16は、キャラクターの口を半開きで描くとともにキャラクターの右側を下にして横に寝そべるように描くことにより、暑さに耐えかねる様子を具体的に表現しているもので、そうした様子を表現した全ての箇所において、両作品の類似性が認められることから、両作品は同一性がある。</p>	<p>原告作品16は、暑さに耐えかねる様子として、両手を伸ばして脱力感を表現し、口をだらしなく開け、汗をかいている描写に表現上の特徴があり、被告作品16と、暑さを耐えかねる様子を描く点や横たわる点を描く点で共通するが、これらはアイデアが共通するにすぎないし、原告作品16の横たわる様子の描き方はありふれている。むしろ、被告作品16は、暑さに耐えかねる様子として、両手と共に両足を重力に従ってたらし、頬の肉が溶け出しそうになっている様子を描く点で、原告作品16と異なる結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品16と被告作品16の表現に同一性はない。</p>

No	うるせえトリ (被告作品)	Mr.BEAK (原告作品)		原告の主張	被告の主張	
17	つらたん			<p>原告作品17は、特徴①～③及び⑤を備えるとともに、キャラクターを横に寝そべらせたうえで、手を頭部の付近へ持ってくるように描くとともに、キャラクターの頭部と足を結ぶ曲線、特に腰から下半身にかけてでん部を表現するように描かれた曲線により、地面にはいつくばっている様子を表現している点に本質的特徴があるところ、被告作品17も同一の特徴を有する。両作品は、キャラクターの頭の方向や顔の向き、目の場所、口の形等が異なるが、これらは非本質的部分の差異にすぎない。</p>	<p>原告作品17と被告作品17は、腹這いに寝そべった様子を描く点で共通するが、これはアイデアが共通するにすぎない。原告は、キャラクターの頭部と足を結ぶ曲線が共通すると主張するが、これは、キャラクター設定からの当然の帰結であって、創作性がない。むしろ、原告作品17では、①2つの目を縦に描くことによって顔が左に向いていることを表現し、②口がたらこ口であるのに対し、被告作品17は、①2つの目を水平に並べることによって顔が前方に向いていることを表現し、②三角形のくちばしである点で異なる結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品17と被告作品17の表現に同一性はない。</p>	
18	やれやれ			<p>原告作品18は、特徴①～③を備えるとともに、腕を上に上げつつ、腕の先をさらに曲げている点に本質的特徴があるところ、被告作品18も同一の特徴を有する。両作品は、キャラクターが向いている方向、口の形や腕の長さが異なるが、これらは非本質的部分の差異にすぎない。なお、原告作品18は、話し相手に同意を求める様子を描いたのではなく、質問を投げかける様子を描いたものであるが、どのような様子を描くかはアイデアにすぎず、描かれたキャラクターの様子の違いは具体的な表現の差異ではない。</p>	<p>原告作品18は、手のひらを上に向け両手を上げて、話し相手に同意を求める様子として、口を開け、口角を上げて上唇を大きく、下唇を下に曲げて小さく描き、話しかけている様子を表現する描き方に表現上の特徴があり、被告作品18と、手のひらを上に向け両手を上げている点で共通するが、この点はアイデアが共通するにすぎない。むしろ、被告作品18は、話し相手に同意を求める様子を描くのではなく、「やれやれ」という心情を表し、口を閉じ話しかける様子のない様子を描いている点で原告作品18と異なる結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品18と被告作品18の表現に同一性はない。</p>	
19	ほ・え			<p>原告作品19は、特徴①～③を備えるとともに、上下のくちばしを離して描き、口を縦に開けている様子を表現している点に特徴があるところ、被告作品19も同一の特徴を有し、両キャラクターの表情に一致が認められることから、両作品の同一性は認められる。仮に、原告作品19と被告作品19が驚いた様子を表現したものと解する場合でも、腕を下ろす方向が、原告作品19が下であるのに対し、被告作品19ではやや斜め下であるという点は、非本質的部分の差異にすぎない。</p>	<p>原告作品19は、両手をだらりとおろし、口を開けて軽い驚きを表現していることに表現上の特徴があり、被告作品19と、口を開けて驚きを描く点で共通するが、これはアイデアが共通するにすぎないし、口を開け上唇と下唇を小さく描くことはありふれた表現である。むしろ、被告作品19は、両手を上げてその驚きの大きさを表している点で原告作品19と異なる結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品19と被告作品19の表現に同一性はない。</p>	
20	フリッ		20-1 	20-2 	<p>原告作品20は、特徴②、③及び⑤を備えるとともに、無数に存在する着ぐるみのうち、黄色い角がある牛の着ぐるみを着せた点に本質的特徴があるところ、被告作品20も同一の特徴を有する。両作品は、キャラクターが向いている方向、腕の位置及び着ぐるみのまだら模様の大きさが異なるが、これらは非本質的部分の差異にすぎない。</p>	<p>原告作品20と被告作品20は、キャラクターが牛の着ぐるみを着ている点が共通するが、擬人化されたキャラクターが牛の着ぐるみを着るというアイデアが共通するにすぎず、しかもそのアイデア自体ありふれている。むしろ、被告作品20と原告作品20は、縞模様の付け方、角の長さ、体勢等が異なっている結果、両作品の視覚的印象は全く異なるものとなっている。原告作品20と被告作品20の表現に同一性はない。</p>

No	うるせえトリ（被告作品）	Mr.BEAK（原告作品）			原告の主張	被告の主張
21			21-1 	21-2 	21-3 	<p>原告作品21は、特徴①～③及び⑤を備えるとともに、左耳を極端に大きく描き、キャラクターが何かに聞き耳を立てている様子を表現した点に本質的特徴を有するところ、被告作品21も同一の特徴を有する。両作品は、耳の大きさや耳が向いている角度が異なるが、これらの点は非本質的部分の差異にすぎない。被告は、聞き耳を立てようとして頭部に大きな耳を描くこと自体はアイデアにすぎないと主張するが、原告作品21は、他の原告作品では描かれていない耳を描いた上で、キャラクターの全体の大きさに比して極端に耳を大きく具体的に表現しているところ、被告作品21も同様であるから、具体的表現が一致しており、両者に同一性が認められる。</p>
22						<p>原告作品22は、特徴①～④を備えるとともに、腕の先に手部分を明確に表現せず、その腕の先に、最近ではあまり使用されなくなったがま口財布がくっついているかのように描きつつ、キャラクターが同財布のがま口部分を開放した上で下方に向いている様子を描くとともに、同財布の下方部分に更にいくつかの点を描くことにより、財布の中身がないことを表現した点に本質的特徴を有するところ、被告作品22も同一の特徴を有する。両作品は、がま口財布を下に向ける際の腕の角度、キャラクターが見ている方向及びがま口財布の形が異なるが、これらは非本質的部分の差異にすぎない。</p>